3　関係する輸入締約国及び輸出締約国は、監査の開始に先立ち、当該監査の目的及び範囲並びに当該監査の開始に特に関連する他の事項について情報を交換する。

4　輸入締約国は、監査の結論を作成し、及び措置をとる前に、輸出締約国に対して当該監査の所見について意見を述べる機会を与え、及び当該意見を考慮する。輸入締約国は、輸出締約国に対して監査の結論を記載した報告書又はその要約を合理的な期間内に書面により提供する。当該輸入締約国は、当該報告書又はその要約を提供するために要請が必要とされる場合には、その旨を当該輸出締約国に通報する。

第五・九条　証明

1　各締約国は、証明の要件を適用するに当たり、ＷＴＯの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

2　輸出締約国は、輸入締約国が要求し、当該輸出締約国の権限のある当局が提供する文書（証明書を含む。）であって、当該輸入締約国の衛生植物検疫上の要件を満たすことを示すものを英語により作成することを確保する。ただし、当該輸入締約国及び当該輸出締約国が別段の合意をする場合は、この限りでない。(注)　当該輸入締約国は、当該文書の要件を英語により提供するよう努める。当該輸入締約国は、要請があった場合には、当該要件の要約又は説明を提供する。

注　この2の規定は、締約国が、英語に加えて、他の言語による証明のための情報を含めることを妨げるものではない。

3　締約国は、適当な場合には衛生植物検疫上の要件に関する保証を証明書以外の手段により提供することを輸入締約国が認めることができること及び異なる制度によって同一の衛生植物検疫上の目的を達成することができることを認識する。

4　輸入締約国は、物品の貿易のために証明を求める場合には、当該証明の要件が、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限りにおいてのみ適用されることを確保する。

5　各締約国の輸入規制を行う権利を害することなく、輸入締約国は、輸出締約国の権限のある当局が発給した証明書であって、自国の規制上の要件を満たすものを受け入れる。

第五・十条　輸入検査

1　各締約国は、輸入検査を行うに当たり、ＷＴＯの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

2　輸入締約国の法令及び衛生植物検疫上の要件に従って行われる輸入検査については、輸入に伴う衛生植物検疫上の危険性に基づくものとする。輸入検査により不適合が明らかになった場合には、輸入締約国がとる最終的な決定又は措置については、不適合の産品の輸入に伴う衛生植物検疫上の危険性に応じて適当なものとする。

3　輸入締約国は、輸出締約国の物品の不適合であって、輸入検査において認定されたものに基づいて当該物品の輸入を禁止し、又は制限する場合には、輸入者又はその代表及び必要であると認めるときは当該輸出締約国に対して当該不適合を通知する。

4　輸入締約国により輸出貨物に関する重大な又は繰り返される衛生植物検疫上の不適合が特定される場合において、いずれかの締約国の要請があったときは、関係する締約国は、当該不適合を軽減させるための適当な是正措置がとられることを確保するため、当該不適合について討議する。

第五・十一条　緊急措置

1　締約国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な緊急措置であって、貿易に影響を及ぼし得るものを採用する場合には、関係する輸出締約国に対し、第五・十五条（連絡部局及び権限のある当局）の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられている締約国の連絡経路を通じて書面により直ちに通報する。

2　関係する輸出締約国は、1に規定する緊急措置を採用する締約国との討議を要請することができる。当該討議については、実行可能な限り速やかに行う。当該討議に参加する各締約国は、関連する情報を提供するよう努め、及び討議を通じて提供される情報に妥当な考慮を払う。

3　締約国は、緊急措置を採用する場合には、合理的な期間内に又は輸出締約国の要請に応じて、当該緊急措置を見直す。輸入締約国は、必要な場合には関連する情報を要請することができるものとし、輸出締約国は、採用された緊急措置の見直しにおいて当該輸入締約国を支援するために当該関連する情報を提供するよう努める。当該輸入締約国は、要請があった場合には、当該輸出締約国に対して当該見直しの結果を提供する。当該輸入締約国は、当該見直しの後も当該緊急措置を維持する場合には、直近の利用可能な情報に基づいて当該緊急措置を定期的に見直すべきであり、また、要請があったときは、当該緊急措置を継続する理由を説明する。

第五・十二条　透明性

1　締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Ｂに定める透明性の重要性を認識する。

2　締約国は、締約国間の貿易に著しい影響を及ぼし得る衛生植物検疫措置の作成、採用及び適用に関する情報の交換の重要性を認識する。

3　締約国は、この条の規定を実施するに当たり、ＷＴＯの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

4　各締約国は、オンラインのＷＴＯの衛生植物検疫措置提出システム、第五・十五条（連絡部局及び権限のある当局）の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられている締約国の連絡経路を通じて、措置の案又は衛生植物検疫措置の変更の案であって、他の締約国の貿易に著しい影響を及ぼし得るものを通報する。

5　締約国は、健康の保護に係る緊急の問題が生じ、又は生ずるおそれがある場合及び措置が貿易を円滑にする性格のものである場合を除くほか、4の規定に従って通報を行った後、他の締約国が書面による意見を提出するために少なくとも六十日の期間を通常置く。当該通報を行った締約国は、意見の提出期間の延長を求める他の締約国からの妥当な要請を考慮する。

6　通報を行った締約国は、5に規定する意見の提出期間の一環として、他の締約国の要請があった場合において、適当かつ実行可能なときは、措置の案に関して当該他の締約国が提起する科学的な又は貿易上の懸念及び代替的な方法の利用可能性を考慮する。

7　締約国は、要請があった場合には、当該要請を行った締約国に対し、当該要請から二十日以内に、4の規定に従ってＷＴＯに通報した衛生植物検疫措置の案の要件を説明する文書又は当該文書の要約を英語により提供する。

8　締約国は、衛生植物検疫措置をＷＴＯに通報した後、要請があった場合には、当該要請を行った締約国に対し、関係する締約国の間で合意される合理的な期間内に、採用した衛生植物検疫措置の要件を説明する文書又は当該文書の要約を英語により提供する。

9　締約国は、他の締約国の妥当な要請があった場合には、当該要請を行った締約国に対し、合理的な期間内に、衛生植物検疫措置に関する情報及び説明を提供する。当該情報及び説明には、次の事項が含まれる。

(a)　特定の産品の輸入に適用される衛生植物検疫上の要件

(b)(c)　要請を行った締約国の申請の進捗状況

特定の産品の輸入の承認のための手続

10　輸出締約国は、自国における動物若しくは植物の健康の状態又は食品の安全の問題の著しい変化であって、貿易に影響を及ぼし得るものがある場合には、第五・十五条（連絡部局及び権限のある当局）の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられている締約国の連絡経路を通じて、関係する締約国に対して適時のかつ適当な情報を提供する。

11　輸入締約国は、次のいずれかの場合には、第五・十五条（連絡部局及び権限のある当局）の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられている締約国の連絡経路を通じて、関係する締約国に対して適時のかつ適当な情報を提供する。

(a)　輸出貨物に関連する重大な又は繰り返される衛生植物検疫上の不適合であって、自国が特定するものがある場合

(b)　他の締約国の輸出に対して暫定的に採用され、又は他の締約国の輸出に対して影響を与える衛生植物検疫措置であって、自国における人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要と認められるものがある場合

12　輸出締約国は、衛生植物検疫上の重大な危険性に関連し得る輸出貨物が輸出されたことを特定する場合には、可能な限り、かつ、できる限り速やかに、輸入締約国に対して情報を提供する。